
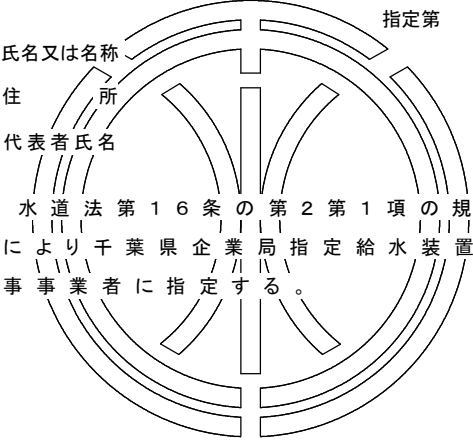


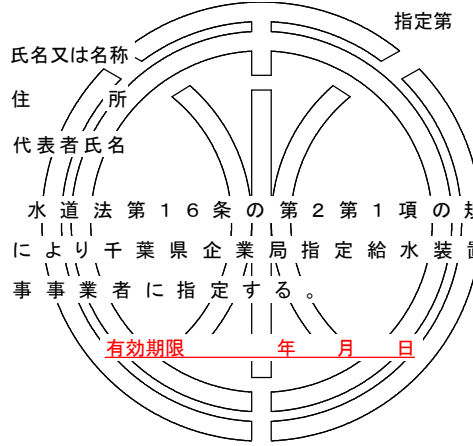



給水装置工事施工基準等の改正について 新旧対照表（令和元年10月1日）

頁番号	旧（平成31年4月1日）	新（令和元年10月1日）	備考																				
I-1-5	<p>I 千葉県水道事業給水条例 千葉県水道事業給水条例（抄） 第4章 料金、手数料、給水申込納付金及び開発負担金 （給水申込納付金） 第30条の2 4 納付金は、別表第3に掲げる額に100分の<u>1.08</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>（開発負担金） 第30条の3 2 開発負担金は、建築物負担金及び宅地負担金とし、別表第4に定めるところにより計算した額に100分の<u>1.08</u>を乗じて得た額とする。</p>	<p>I 千葉県水道事業給水条例 千葉県水道事業給水条例（抄） 第4章 料金、手数料、給水申込納付金及び開発負担金 （給水申込納付金） 第30条の2 4 納付金は、別表第3に掲げる額に100分の<u>1.10</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>（開発負担金） 第30条の3 2 開発負担金は、建築物負担金及び宅地負担金とし、別表第4に定めるところにより計算した額に100分の<u>1.10</u>を乗じて得た額とする。</p>	消費増税に伴う改定																				
I-1-6	<p>第5章 管理 （給水装置の基準違反に対する措置等） 第32条の2 局長は、給水を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和32年 政令第336号）第5条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間その者に対する給水を停止することができる。</p>	<p>第5章 管理 （給水装置の基準違反に対する措置等） 第32条の2 局長は、給水を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和32年 政令第336号）第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間その者に対する給水を停止することができる。</p>	水道法施行令改正に伴う改定																				
I-1-8	<p>別表第2（第30条第1項）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手数料を納付しなければならない者</th> <th>額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法第16条の2第1項の指定を受けようとする者</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>（新設）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第6条の3の工事検査を受けようとする者</td> <td>新設及び全部改造の場合にあつては5,500円、 その他の場合にあつては4,500円</td> </tr> <tr> <td>法第16条の2第3項ただし書の規定による確認を受けようとする者</td> <td>47,000円</td> </tr> </tbody> </table>	手数料を納付しなければならない者	額	法第16条の2第1項の指定を受けようとする者	10,000円	（新設）		第6条の3の工事検査を受けようとする者	新設及び全部改造の場合にあつては5,500円、 その他の場合にあつては4,500円	法第16条の2第3項ただし書の規定による確認を受けようとする者	47,000円	<p>別表第2（第30条第1項）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手数料を納付しなければならない者</th> <th>額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法第16条の2第1項の指定を受けようとする者</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>法第25条の3の2第1項の指定の更新を受けようとする者</td> <td><u>10,000円</u></td> </tr> <tr> <td>第6条の3の工事検査を受けようとする者</td> <td>新設及び全部改造の場合にあつては5,500円、 その他の場合にあつては4,500円</td> </tr> <tr> <td>法第16条の2第3項ただし書の規定による確認を受けようとする者</td> <td>47,000円</td> </tr> </tbody> </table>	手数料を納付しなければならない者	額	法第16条の2第1項の指定を受けようとする者	10,000円	法第25条の3の2第1項の指定の更新を受けようとする者	<u>10,000円</u>	第6条の3の工事検査を受けようとする者	新設及び全部改造の場合にあつては5,500円、 その他の場合にあつては4,500円	法第16条の2第3項ただし書の規定による確認を受けようとする者	47,000円	水道法改正に伴う改定
手数料を納付しなければならない者	額																						
法第16条の2第1項の指定を受けようとする者	10,000円																						
（新設）																							
第6条の3の工事検査を受けようとする者	新設及び全部改造の場合にあつては5,500円、 その他の場合にあつては4,500円																						
法第16条の2第3項ただし書の規定による確認を受けようとする者	47,000円																						
手数料を納付しなければならない者	額																						
法第16条の2第1項の指定を受けようとする者	10,000円																						
法第25条の3の2第1項の指定の更新を受けようとする者	<u>10,000円</u>																						
第6条の3の工事検査を受けようとする者	新設及び全部改造の場合にあつては5,500円、 その他の場合にあつては4,500円																						
法第16条の2第3項ただし書の規定による確認を受けようとする者	47,000円																						

頁番号	旧 (平成31年4月1日)	新 (令和元年10月1日)	備考
II-2-1 II-2-2	<p>II 千葉県企業局管理規程 千葉県企業局指定給水装置工事事業者規程 (指定給水装置工事事業者指定書の交付) 第2条 局長は、法第16条の2第1項の指定をしたときは、指定給水装置工事事業者指定書(別記第1号様式。以下「指定書」という。)を交付する。</p> <p>(新設)</p> <p>2 指定給水装置工事事業者は、事業を廃止しようとするとき、又は指定の取消しを受けたときは、局長に指定書を返納するものとする。 3 指定給水装置工事事業者は、事業を休止しようとするとき、又は指定を停止されたときは、局長に指定書を提出するものとする。 4 局長は、指定給水装置工事事業者が事業の再開を届け出たとき、又は指定の停止期間が経過したときは、指定書を返還するものとする。 5 指定給水装置工事事業者は、指定書を汚損し、又は紛失したときは、再交付を求めることができる。</p> <p>(指定等の公示) 第4条 局長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その都度千葉県報により公告するものとする。</p> <p>一 指定給水装置工事事業者の指定をしたとき。 (新設) (新設) 二 指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃止、休止、又は再開の届出があったとき。 三 指定給水装置工事事業者の指定を取り消したとき。 四 指定給水装置工事事業者の指定を停止したとき。</p> <p>(附則の追加)</p>	<p>II 千葉県企業局管理規程 千葉県企業局指定給水装置工事事業者規程 (指定給水装置工事事業者指定書の交付等) 第2条 局長は、法第16条の2第1項の指定をしたとき、又は法第25条の3の2第1項の指定を更新したときは、指定給水装置工事事業者指定書(別記第1号様式。以下「指定書」という。)を交付する。</p> <p>2 指定給水装置工事事業者は、指定の更新の決定がなされたとき、又は指定が失効したときは、局長に効力を失った指定書を返納するものとする。 3 指定給水装置工事事業者は、事業を廃止しようとするとき、又は指定の取消しを受けたときは、局長に指定書を返納するものとする。 4 指定給水装置工事事業者は、事業を休止しようとするとき、又は指定を停止されたときは、局長に指定書を提出するものとする。 5 局長は、指定給水装置工事事業者が事業の再開を届け出たとき、又は指定の停止期間が経過したときは、指定書を返還するものとする。 6 指定給水装置工事事業者は、指定書を汚損し、又は紛失したときは、再交付を求めることができる。</p> <p>(指定等の公示) 第4条 局長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その都度千葉県報により公告し、又は千葉県企業局のウェブサイトへの掲載により公示するものとする。</p> <p>一 指定給水装置工事事業者の指定をしたとき。 二 指定給水装置工事事業者の指定の更新をしたとき。 三 指定給水装置工事事業者の指定が失効したとき。 四 指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃止、休止、又は再開の届出があったとき。 五 指定給水装置工事事業者の指定を取り消したとき。 六 指定給水装置工事事業者の指定を停止したとき。</p> <p>附 則 <u>この管理規程は、令和元年10月1日から施行する。</u></p>	水道法改正に伴う改定

頁番号	旧 (平成31年4月1日)	新 (令和元年10月1日)	備考
II-2-3	<p>別記 第1号様式 (第2条第1項)</p> <div style="text-align: center;">  <p>指定給水装置工事業者指定書</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>指定第 号</p> <p>氏名又は名称 住所 代表者氏名</p> <p>水道法第16条の第2第1項の規定 により千葉県企業局指定給水装置工 事事業者に指定する。</p> <p>年 月 日</p> <p>千葉県企業局長 </p> </div>	<p>別記 第1号様式 (第2条第1項)</p> <div style="text-align: center;">  <p>指定給水装置工事業者指定書</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>指定第 号</p> <p>氏名又は名称 住所 代表者氏名</p> <p>水道法第16条の第2第1項の規定 により千葉県企業局指定給水装置工 事事業者に指定する。</p> <p>有効期限 年 月 日</p> <p>年 月 日</p> <p>千葉県企業局長 </p> </div>	<p>水道法改正に 伴う改定</p>

頁番号	旧 (平成31年4月1日)	新 (令和元年10月1日)	備考				
IV-1-1 IV-1-2	IV 給水装置工事関連要綱等 既設置の給水装置認定取扱要綱 (認定の条件) 第2条 一 使用している給水管及び給水用具の構造及び材質が水道法施行令第5条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合しているものであること。 (附則の追加)	IV 給水装置工事関連要綱等 既設置の給水装置認定取扱要綱 (認定の条件) 第2条 一 使用している給水管及び給水用具の構造及び材質が水道法施行令第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合しているものであること。 附 則 <u>この要綱は、令和元年10月1日から施行する。</u>	水道法施行令改正に伴う改定				
IV-1-5	別記 第1号様式 既設置装置調査報告書 <table border="1" data-bbox="353 662 1115 730"> <tr> <td>使用材料の確認</td> <td>・水道法施行令第5条の基準に適合している ・適合していないので改善が必要 ()</td> </tr> </table>	使用材料の確認	・水道法施行令第5条の基準に適合している ・適合していないので改善が必要 ()	別記 第1号様式 既設置装置調査報告書 <table border="1" data-bbox="1144 662 1906 730"> <tr> <td>使用材料の確認</td> <td>・水道法施行令第6条の基準に適合している ・適合していないので改善が必要 ()</td> </tr> </table>	使用材料の確認	・水道法施行令第6条の基準に適合している ・適合していないので改善が必要 ()	水道法施行令改正に伴う改定
使用材料の確認	・水道法施行令第5条の基準に適合している ・適合していないので改善が必要 ()						
使用材料の確認	・水道法施行令第6条の基準に適合している ・適合していないので改善が必要 ()						
IV-1-7	例-2 使用材料表 <table border="1" data-bbox="353 826 999 997"> <tr> <td>使用材料は、水道法施行令第5条に規定する基準に適合していることを確認しました。 給水装置工事主任技術者 氏名 印</td> </tr> </table>	使用材料は、水道法施行令第5条に規定する基準に適合していることを確認しました。 給水装置工事主任技術者 氏名 印	例-2 使用材料表 <table border="1" data-bbox="1144 826 1789 997"> <tr> <td>使用材料は、水道法施行令第6条に規定する基準に適合していることを確認しました。 給水装置工事主任技術者 氏名 印</td> </tr> </table>	使用材料は、水道法施行令第6条に規定する基準に適合していることを確認しました。 給水装置工事主任技術者 氏名 印	水道法施行令改正に伴う改定		
使用材料は、水道法施行令第5条に規定する基準に適合していることを確認しました。 給水装置工事主任技術者 氏名 印							
使用材料は、水道法施行令第6条に規定する基準に適合していることを確認しました。 給水装置工事主任技術者 氏名 印							
IV-3-2 IV-3-3	給水装置工事検査要綱 (検査事項及び方法) 第6条 三 使用材料の確認 令第5条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していることが認証されたものであることを確認すること。 (附則の追加)	給水装置工事検査要綱 (検査事項及び方法) 第6条 三 使用材料の確認 令第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していることが認証されたものであることを確認すること。 附 則 <u>この要綱は、令和元年10月1日から施行する。</u>	水道法施行令改正に伴う改定				

頁番号	旧（平成31年4月1日）	新（令和元年10月1日）	備考
IV-6-6	直結増圧式給水方式に係る実施要綱 （既設建物の直結増圧式給水方式） 第10条 （解説） 一般の給水装置と同様に、水道法施行令第5条の構造及び材質の基準に適合していれば、拒むことはできない。	直結増圧式給水方式に係る実施要綱 （既設建物の直結増圧式給水方式） 第10条 （解説） 一般の給水装置と同様に、水道法施行令第6条の構造及び材質の基準に適合していれば、拒むことはできない。	水道法施行令改正に伴う改定
IV-15-3	千葉県企業局量水器共通仕様書 5 量水器の仕様及び規格等 （3）材質 ① 量水器各部に使用する部品の材質は、通常の使用に十分耐えられる強度及び耐久性を有し、水道法施行令第5条に定める「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」の浸出基準に適合するものとする。	千葉県企業局量水器共通仕様書 5 量水器の仕様及び規格等 （3）材質 ① 量水器各部に使用する部品の材質は、通常の使用に十分耐えられる強度及び耐久性を有し、水道法施行令第6条に定める「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」の浸出基準に適合するものとする。	水道法施行令改正に伴う改定
V-1-1	V 給水装置工事施工指針 1 総則 1.1 目的 この給水装置工事施行指針（以下「施行指針」という。）は、水道法、千葉県水道事業給水 条例（以下「給水条例」という。）及び同施行規程（以下「施行規程」という。）に基づき施行する給水装置工事の設計及び施工に関し、水道法施行令第5条に規定する給水装置の構造及び材質の基準の適正な運用を図るため、給水装置工事の標準的な設計・施工方法についてとりまとめたものである。	V 給水装置工事施工指針 1 総則 1.1 目的 この給水装置工事施行指針（以下「施行指針」という。）は、水道法、千葉県水道事業給水 条例（以下「給水条例」という。）及び同施行規程（以下「施行規程」という。）に基づき施行する給水装置工事の設計及び施工に関し、水道法施行令第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準の適正な運用を図るため、給水装置工事の標準的な設計・施工方法についてとりまとめたものである。	水道法施行令改正に伴う改定
V-5-1	5 維持管理 5.2 更生工事 1 更生工事にて施工する給水装置は、水道法施行令第5条に規定する「給水装置の構造及び材質の基準」に適合しているものでなければならない。	5 維持管理 5.2 更生工事 1 更生工事にて施工する給水装置は、水道法施行令第6条に規定する「給水装置の構造及び材質の基準」に適合しているものでなければならない。	水道法施行令改正に伴う改定